

反社会的勢力排除に関する基本方針

UBP インベストメンツ株式会社

1. 反社会的勢力排除に関する基本方針

暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人（以下、「反社会的勢力」）を排除することは、UBP グループが世界的に取り組んでいる最重要課題のひとつです。

当社は、UBP グループの方針に基づき、役職員が反社会的勢力との関係を遮断することの社会的責任、コンプライアンス及び企業防衛の観点からの重要性を十分認識し、反社会的勢力の排除に向けた態勢を整備します。

2. 組織としての対応及び外部専門機関との連携

反社会的勢力に対しては、組織全体として及び UBP グループが一体となって対応し、対応する役職員の安全を確保するとともに、適切な助言、協力を得ることができるよう、平素から、警察、暴力追放運動推薦センター及び弁護士等の外部専門機関と緊密な連携強化を図るものとします。

3. 取引を含めた一切の関係遮断

当社は、適切な事前審査等を実施するとともに、契約書等への暴力団排除条項の導入を徹底する等、反社会的勢力が取引先、株主及び役職員等になることを防止します。

事後検証の実施等により、取引先、株主及び役職員等が反社会的勢力である、または反社会的勢力である疑いが判明した場合には、直ちに契約等の解消又は契約等の解消に向けた措置を講じ、反社会的勢力の排除、一切の関係遮断に努めるものとします。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

当社は、反社会的勢力による不当要求等、有事の際には、必要に応じて民事及び刑事の両面から法的対応を行うものとします。

5. 裏取引や資金提供の禁止

当社は、いかなる理由であれ、反社会的勢力による不当要求を断固として拒絶し、必要に応じて民事及び刑事の両面から法的対応を行い、取引関係を含めて、一切の関係を遮断し、裏取引や反社会的勢力への資金提供は絶対に行いません。

以 上

附則

令和元年 12 月 16 日施行